

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

古物営業法（昭和24年法律第108号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 古物営業法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）の施行の日から施行することとします。

議第 92 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 7 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 (3) の項中「第 7 条第 4 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、古物営業法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 21 号）の施行の日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧	新																
本則および付則 省略	本則および付則 省略																
別表第 1 省略	別表第 1 省略																
別表第 2 (第 2 条関係)	別表第 2 (第 2 条関係)																
古物営業法に基づく警察関係事務手数料	古物営業法に基づく警察関係事務手数料																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)および(2) 省略</td><td>省略</td></tr> <tr> <td>(3) 古物営業法第 7 条第 4 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料</td><td>同 1,500</td></tr> <tr> <td>(4) 省略</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)および(2) 省略	省略	(3) 古物営業法第 7 条第 4 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	同 1,500	(4) 省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)および(2) 省略</td><td>省略</td></tr> <tr> <td>(3) 古物営業法第 7 条第 5 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料</td><td>同 1,500</td></tr> <tr> <td>(4) 省略</td><td>省略</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	(1)および(2) 省略	省略	(3) 古物営業法第 7 条第 5 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	同 1,500	(4) 省略	省略
区分	金額																
(1)および(2) 省略	省略																
(3) 古物営業法第 7 条第 4 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	同 1,500																
(4) 省略	省略																
区分	金額																
(1)および(2) 省略	省略																
(3) 古物営業法第 7 条第 5 項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	同 1,500																
(4) 省略	省略																
別表第 3 以下 省略	別表第 3 以下 省略																

古物営業法の一部改正に伴う滋賀県警察事務手数料条例の一部改正

古物営業法の一部改正

【公布】平成30年4月25日

【改正概要】

1. 許可単位の見直し

主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所を設ける場合には届出で足りることとする。

また、同法第7条の「変更の届出」についても利便性向上のため、営業所が所在する公安委員会を経由して主たる営業所が所在する公安委員会に届出ができる等改正され、「許可証の書換え」規定が同条第4項から同条第5項に変わった。

【1の施行：公布の日から2年を超えない範囲内】

2. 営業制限の見直し

事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができる。

3. 簡易取消しの新設

古物商等の所在を覚知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができる。

4. 欠格事由の追加

暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

【2～4の施行：公布の日から6月を超えない範囲内】

滋賀県警察事務手数料条例 の一部改正

滋賀県警察事務手数料条例 「別表第2」(古物営業関係手数料)

【現行】

(3) 古物営業法第7条第4項の規定に基づく許可証の書換えの手数料 1,500円

【改正後】

(3) 古物営業法第7条第5項の規定に基づく許可証の書換えの手数料 1,500円

条項ずれ

法引用